

(法人税法の一部改正)

第二条 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

目次

第一編 総則	第一章 通則（第一条—第三条）
第二章 納税義務者（第四条）	第二章の二 連結納税義務者（第四条の二—第四条の五）
第三章 課税所得等の範囲等	第二章の三 法人課税信託（第四条の六—第四条の八）
第一節 課税所得等の範囲（第五条—第十条の二）	第三章 同上
第二節 課税所得の範囲の変更等（第十条の三）	第二章の二 同上
第四章 所得の帰属に関する通則（第十二条・第十二条）	第二章の三 同上
第五章 事業年度等（第十三条—第十五条の二）	第三章 同上
第六章 納税地（第十六条—第二十条）	第二章の二 同上
第二編 内国法人の法人税	第二章の三 同上
第一章 各事業年度の所得に対する法人税	第三章 同上
第一節 課税標準及びその計算	第二章の二 同上
第一款 課税標準（第二十一条）	第二章の三 同上
第二款 各事業年度の所得の金額の計算の通則（第二十二条）	第三章 同上
第三款 益金の額の計算	第二章の二 同上
第一目 受取配当等（第二十三条—第二十四条）	第一款 同上
第二目 資産の評価益（第二十五条）	第二款 同上
第三目 受贈益（第二十五条の二）	第三款 同上
第四目 還付金等（第二十六条—第二十八条）	第四款 同上
第四款 損金の額の計算	第一目 同上
第一目 資産の評価及び償却費（第二十九条—第三十二条）	第二目 同上
第二目 資産の評価損（第三十三条）	第三目 同上
第三目 役員の給与等（第三十四条—第三十六条）	第四目 同上
第四目 寄附金（第三十七条）	第一目 同上
第五目 租税公課等（第三十八条—第四十一条）	第二目 同上
第六目 圧縮記帳（第四十二条—第五十一条）	第三目 同上

目次

第一編 同上	第一章 同上	第二章 同上	第三章 同上	第四章 同上	第五章 同上	第六章 同上
第一節 同上	第一款 同上	第二款 同上	第三款 同上	第四款 同上	第一目 同上	第二目 同上
第二編 同上	第一章 同上	第二款 同上	第三款 同上	第四款 同上	第三目 同上	第四目 同上
第一目 同上	第一目 同上	第二目 同上	第三目 同上	第四目 同上	第一目 同上	第二目 同上
第二目 同上	第二目 同上	第三目 同上	第四目 同上	第一目 同上	第二目 同上	第三目 同上
第三目 同上	第三目 同上	第四目 同上	第一目 同上	第二目 同上	第三目 同上	第四目 同上
第四目 同上	第四目 同上	第一目 同上	第二目 同上	第三目 同上	第四目 同上	第一目 同上
第一目 同上	第一目 同上	第二目 同上	第三目 同上	第四目 同上	第一目 同上	第二目 同上
第二目 同上	第二目 同上	第三目 同上	第四目 同上	第一目 同上	第二目 同上	第三目 同上
第三目 同上	第三目 同上	第四目 同上	第一目 同上	第二目 同上	第三目 同上	第四目 同上
第四目 同上	第四目 同上	第一目 同上	第二目 同上	第三目 同上	第四目 同上	第一目 同上

第七目 引当金（第五十二条・第五十三条）
第七目の二 譲渡制限付株式を対価とする費用等（第五十四条
・第五十四条の二）

第七目 同 上
第七目の二 新株予約権を対価とする費用等（第五十四条）

第七目の三 不正行為等に係る費用等（第五十五条・第五十六条
・第五十四条の二）

第七目の三 同 上

第八目 繰越欠損金（第五十七条—第五十九条）
第九目 契約者配当等（第六十条・第六十条の二）

第八目 同 上
第九目 同 上

第十目 特定株主等によつて支配された欠損等法人の資産の譲
渡等損失額（第六十条の三）
第五款 利益の額又は損失の額の計算

第十目 同 上
第五款 同 上

第一目の二 有価証券の譲渡損益及び時価評価損益（第六十一
条の二—第六十一条の四）
第二目 デリバティブ取引に係る利益相当額又は損失相当額（
第六十一条の五）
第三目 ヘッジ処理による利益額又は損失額の計上時期等（第
六十一条の六・第六十一条の七）
第四目 外貨建取引の換算等（第六十一条の八—第六十一条的
十）
第五目 連結納税の開始等に伴う資産の時価評価損益（第六十
一条の十一・第六十一条の十二）
第六目 完全支配関係がある法人の間の取引の損益（第六十一
条の十三）
第六款 組織再編成に係る所得の金額の計算（第六十二条—第六
十二条の九）
第七款 収益及び費用の帰属事業年度の特例（第六十三条・第六
十四条）
第八款 リース取引（第六十四条の二）
第九款 法人課税信託に係る所得の金額の計算（第六十四条の三）
第十款 公益法人等が普通法人に移行する場合の所得の金額の計
算（第六十四条の四）
第十一款 各事業年度の所得の金額の計算の細目（第六十五条）

第十一款 同 上
第八款 同 上
第九款 同 上
第十款 同 上
第十一款 同 上

第一節 稅額の計算

- 第一款 税率（第六十六条・第六十七条）

第二款 税額控除（第六十八条・第七十条の二）

第三節 申告、納付及び還付等

第一款 中間申告（第七十一条・第七十三条）

第二款 確定申告（第七十四条・第七十五条の二）

第三款 納付（第七十六条・第七十七条）

第四款 還付（第七十八条・第八十条）

第五款 更正の請求の特例（第八十条の二）

第一章の二 各連結事業年度の連結所得に対する法人税

第一節 課税標準及びその計算

第一款 課税標準（第八十一条）

第二款 各連結事業年度の連結所得の金額の計算（第八十一条の二）

第三款 益金の額又は損金の額の計算

第一目 個別益金額又は個別損金額（第八十一条の三）

第二目 受取配当等（第八十一条の四）

第三目 外国税額（第八十一条の五）

第四目 寄附金（第八十一条の六）

第五目 所得税額等（第八十一条の七・第八十一条の八）

第六目 繰越欠損金（第八十一条の九・第八十一条の十）

第四款 各連結事業年度の連結所得の金額の計算の細目（第八十一条の十一）

第二節 税額の計算

第一款 税率（第八十一条の十二・第八十一条の十三）

第二款 税額控除（第八十一条の十四・第八十一条の十七）

第三款 連結法人税の個別帰属額の計算（第八十一条の十八）

第三節 申告、納付及び還付等

第一款 連結中間申告（第八十一条の十九・第八十一条の二十一）

第二款 連結確定申告（第八十一条の二十二・第八十一条の二十一）

第三款 個別帰属額等の届出（第八十一条の二十五）

第四款 納付（第八十一条の二十六・第八十一条の二十八）

第二節 同上

第一款 同上

第三節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三款 同上

第五款 同上

第一章の二 同上

第一節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三款 同上

第一目 同

第二目 同

第三目 同

第四目 同

第六目 同

第四款 同上

第二節 同上

第二節 稅額の計算

- | | | |
|--------------------------------|---------------------------------|------------------------------|
| 第一款 税率（第八十一条の十二・第八十一条の十三） | 第二款 税額控除（第八十一条の十四—第八十一条の十七） | 第三款 連結法人税の個別帰属額の計算（第八十一条の十八） |
| 第三節 申告、納付及び還付等 | | |
| 第一款 連結中間申告（第八十一条の十九—第八十一条の二十一） | 第二款 連結確定申告（第八十一条の二十二—第八十一条の二十二） | |
| 四） | | |
| 第三款 個別帰属額等の届出（第八十一条の二十五） | 第四款 納付（第八十一条の二十六—第八十一条の二十八） | |

第五款 還付（第八十一条の二十九—第八十一条の三十二）	第五款 同 上
第六款 更正の請求の特例（第八十二条）	第六款 同 同 上
第二章 退職年金等積立金に対する法人税	第二章 第一節 同 上
第一節 課税標準及びその計算（第八十三条—第八十六条）	第二章 第二節 同 上
第二節 税額の計算（第八十七条）	第二章 第三節 同 上
第三節 申告及び納付（第八十八条—第一百二十条）	第二章 第四节 同 上
第三章 青色申告（第一百二十一—第一百二十八条）	第三章 同 上
第四章 更正及び決定（第一百二十九—第一百三十七条）	第四章 同 上
第三編 外国法人の法人税	第三編 同 上
第一章 国内源泉所得（第一百三十八条—第一百四十条）	第一章 同 上
第二章 各事業年度の所得に対する法人税	第二章 同 上
第一節 課税標準及びその計算	第二章 第一節 同 上
第一款 課税標準（第一百四十一—第一百四十二条）	第二章 第二節 同 上
第二款 恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算（第一百四十二—第一百四十二条）	第二章 第三節 同 上
第三款 その他の国内源泉所得に係る所得の金額の計算（第一百四十二—第一百四十二条）	第二章 第四节 同 上
第二節 税額の計算（第一百四十三条—第一百四十四条）	第二節 同 上
第三節 申告、納付及び還付等	第三節 同 上
第一款 中間申告（第一百四十四条の三—第一百四十四条の五）	第一款 同 上
第二款 確定申告（第一百四十四条の六—第一百四十四条の八）	第二款 同 上
第三款 納付（第一百四十四条の九・第一百四十四条の十）	第三款 同 上
第四款 還付（第一百四十四条の十一—第一百四十四条の十三）	第四款 同 上
第五款 更正の請求の特例（第一百四十五条）	第五款 同 上
第三章 退職年金等積立金に対する法人税	第三章 同 上
第一節 課税標準及びその計算（第一百四十五条の二—第一百四十五条）	第一節 同 上
第二節 税額の計算（第一百四十五条の四）	第二節 同 上
第三節 申告及び納付（第一百四十五条の五）	第三節 同 上
第四章 青色申告（第一百四十六条）	第四章 同 上
第五章 恒久的施設に係る取引に係る文書化（第一百四十六条の二）	第五章 同 上
第六章 更正及び決定（第一百四十七条—第一百四十七条の四）	第六章 同 上
第四編 雜則（第一百四十八条—第一百五十八条）	第四編 同 上

第五款 同 上	第五款 同 上
第六款 同 同 上	第六款 同 同 上
第二章 第一節 同 上	第二章 第一節 同 上
第二章 第二節 同 上	第二章 第二節 同 上
第二章 第三節 同 上	第二章 第三節 同 上
第二章 第四节 同 上	第二章 第四节 同 上
第三編 同 上	第三編 同 上
第一章 同 上	第一章 同 上
第二章 同 上	第二章 同 上
第二章 第一節 同 上	第二章 第一節 同 上
第二章 第二節 同 上	第二章 第二節 同 上
第二章 第三節 同 上	第二章 第三節 同 上
第二章 第四节 同 上	第二章 第四节 同 上
第三編 同 上	第三編 同 上
第四編 同 上	第四編 同 上

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～十二の八 省略

十二の九 分割型分割 次に掲げる分割をいう。

イ 分割により分割法人が交付を受ける分割対価資産（分割により分割承継法人によつて交付される当該分割承継法人の株式（出資を含む。以下第十二号の十六までにおいて同じ。）その他の資産をいう。以下第十二号の十六までにおいて同じ。）の全てが当該分割の日において当該分割法人の株主等に交付される場合又は分割により分割対価資産の全てが分割法人の株主等に直接に交付される場合のこれら分割

ロ 分割対価資産がない分割（以下この号及び次号において「無対価分割」という。）で、その分割の直前において、分割承継法人が分割法人の発行済株式等の全部を保有している場合又は分割法人が分割承継法人の株式を保有していない場合の当該無対価分割

十二の十 分社型分割 次に掲げる分割をいう。

イ 分割により分割法人が交付を受ける分割対価資産が当該分割の日において当該分割法人の株主等に交付されない場合の当該分割（無対価分割を除く。）

ロ 無対価分割で、その分割の直前において分割法人が分割承継法人の株式を保有している場合（分割承継法人が分割法人の発行済株式等の全部を保有している場合を除く。）の当該無対価分割

十二の十一～十二の十三 省略

十二の十四 適格現物出資 次のいづれかに該当する現物出資（外国法人に国内にある資産又は負債として政令で定める資産又は負債（以下この号において「国内資産等」という。）の移転を行うもの（当該国内資産等の全部が当該外国法人の恒久的施設に属するものとして政令で定めるものを除く。）、外国法人が内国法人又は他の外国法人に國

(定義)

第二条 同 上

一～十二の八 同 上
十二の九 同 上

イ 分割の日において当該分割に係る分割対価資産（分割により分割法人が交付を受ける分割承継法人の株式（出資を含む。以下第十二号の十六までにおいて同じ。）その他の資産をいう。以下第十二号の十六までにおいて同じ。）の全てが分割法人の株主等に交付される場合の当該分割

ロ 分割対価資産が交付されない分割で、その分割の直前において、分割承継法人が分割法人の発行済株式等の全部を保有している場合又は分割法人が分割承継法人の株式を保有していない場合の当該分割

十二の十 同 上

イ 分割の日において当該分割に係る分割対価資産が分割法人の株主等に交付されない場合の当該分割（分割対価資産が交付されるものに限る。）

ロ 分割対価資産が交付されない分割で、その分割の直前において分割法人が分割承継法人の株式を保有している場合（分割承継法人が分割法人の発行済株式等の全部を保有している場合を除く。）の当該分割

十二の十一～十二の十三 同 上

十二の十四 適格現物出資 次のいづれかに該当する現物出資（外国法人に国内にある資産又は負債として政令で定める資産又は負債の移転を行いうもの及び外国法人が内国法人に国外にある資産又は負債として政令で定める資産又は負債の移転を行うもの並びに新株予約権付社債に付された新株予約権の行使に伴う当該新株予約権付社債についての

外にある資産又は負債として政令で定める資産又は負債（以下この号において「国外資産等」という。）の移転を行うもの（当該他の外国法人に国外資産等の移転を行つては、当該国外資産等が当該他の外国法人の恒久的施設に属するものとして政令で定めるものに限る。）及び内国法人が外国法人に国外資産等の移転を行うもの（当該国外資産等の全部又は一部が当該外国法人の恒久的施設に属しないもの（国内資産等の移転を行うものに準ずるものとして政令で定めるものに限る。）並びに新株予約権付社債に付された新株予約権の行使に伴う当該新株予約権付社債についての社債の給付を除き、現物出資法人に被現物出資法人の株式のみが交付されるものに限る。）をいう。

イヽハ省略

十二の十五ヽ三十二省略

三十三 退職年金等積立金中間申告書 第八十八条（退職年金等積立金に係る中間申告）（第一百四十五条の五（申告及び納付）において準用する場合を含む。）の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）をいう。

三十四省略

三十五 期限後申告書 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十八条第二項（期限後申告）に規定する期限後申告書をいう。

三十六 修正申告書 国税通則法第十九条第三項（修正申告）に規定する修正申告書をいう。

三十七 青色申告書 第百二十二条（青色申告）（第一百四十六条第一項（青色申告）において準用する場合を含む。）の規定により青色の申告書によつて提出する第三十号、第三十一号、第三十三号及び第三十四号に掲げる申告書並びにこれらの申告書に係る修正申告書をいう。

三十七の二ヽ四十四省略

社債の給付を除き、現物出資法人に被現物出資法人の株式のみが交付されるものに限る。）をいう。

イヽハ同上

十二の十五ヽ三十二同上

三十三 退職年金等積立金中間申告書 第八十八条（退職年金等積立金に係る中間申告）（第一百四十五条の五（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）をいう。

三十四同上

三十五 期限後申告書 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十八条第二項（期限後申告書）に規定する期限後申告書をいう。

三十六 修正申告書 国税通則法第十九条第三項（修正申告書）に規定する修正申告書をいう。

三十七 青色申告書 第百二十二条（青色申告）（第一百四十六条第一項（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定により青色の申告書によつて提出する第三十号、第三十一号、第三十三号及び第三十四号に掲げる申告書並びにこれらの申告書に係る修正申告書をいう。

三十七の二ヽ四十四同上

（課税所得の範囲の変更等の場合のこの法律の適用）

第十条の三省略

2・3省略

4 恒久的施設を有しない外国法人が恒久的施設を有することとなつた場合（その有することとなつた日の属する事業年度前のいづれかの事業年

（課税所得の範囲の変更等の場合のこの法律の適用）

第十条の三同上

2・3同上

4 恒久的施設を有しない外国法人が恒久的施設を有することとなつた場合（その有することとなつた日の属する事業年度前のいづれかの事業年

度において恒久的施設を有していた場合に限る。)には、その有することとなつた日に当該外国法人が設立されたものとみなして、次に掲げる規定その他政令で定める規定(以下この項において「対象規定」という。)を適用する。ただし、当該外国法人を合併法人とする適格合併による当該適格合併に係る被合併法人である他の外国法人の恒久的施設に係る事業の移転その他の政令で定める事由による事業の移転を受けたことにより恒久的施設を有することとなつた場合において、当該恒久的施設を通じて行う事業(その移転を受けた事業に限る。)に係る第百四十一条第一号イ(課税標準)に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額を計算するときの対象規定の適用については、この限りでない。

5 省略

(外国法人の納稅地)

第十七条 外国法人の法人税の納稅地は、次の各号に掲げる外国法人の区分に応じ当該各号に定める場所とする。

一 恒久的施設を有する外国法人 その外国法人が恒久的施設を通じて行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもののが二以上ある場合には、主たるもののが所在地)

二・三 省略

(還付金等の益金不算入)

第二十六条 省略

3 内国法人が納付することとなつた外国法人税(第六十九条第一項(外国税額の控除)に規定する外国法人税をいう。以下この項において同じ。)の額につき同条第一項から第三項まで又は第八十一条の十五第一項から第三項まで(連結事業年度における外国税額の控除)の規定の適用を受けた事業年度又は連結事業年度(以下この項において「適用事業年度」という。)開始の日後七年以内に開始する当該内国法人の各事業年度において当該外国法人税の額が減額された場合(当該内国法人が第六十九条第十項に規定する適格合併等により同項に規定する被合併法人等である他の内国法人から事業の全部又は一部の移転を受けた場合にあつ

度において恒久的施設を有していた場合に限るものとし、当該外国法人を合併法人とする適格合併により当該適格合併に係る被合併法人である他の外国法人から恒久的施設の移転を受けた場合その他他の政令で定める場合を除く。)には、その有することとなつた日に当該外国法人が設立されたものとみなして、次に掲げる規定その他政令で定める規定を適用する。

1 省略

(外国法人の納稅地)

第十七条 同上

一 恒久的施設を有する外国法人 その外国法人が国内において行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもののが二以上ある場合には、主たるもののが所在地)

二・三 同上

(還付金等の益金不算入)

第二十六条 同上

3 内国法人が納付することとなつた外国法人税(第六十九条第一項(外国税額の控除)に規定する外国法人税をいう。以下この項において同じ。)の額につき同条第一項から第三項まで又は第八十一条の十五第一項から第三項まで(連結事業年度における外国税額の控除)の規定の適用を受けた事業年度又は連結事業年度(以下この項において「適用事業年度」という。)開始の日後七年以内に開始する当該内国法人の各事業年度において当該外国法人税の額が減額された場合(当該内国法人が第六十九条第十一項に規定する適格合併等により同項に規定する被合併法人等である他の内国法人から事業の全部又は一部の移転を受けた場合にあつ

では、当該被合併法人等が納付することとなつた外国法人税の額のうち当該内国法人が移転を受けた事業に係る所得に基因して納付することとなつた外国法人税の額に係る当該被合併法人等の適用事業年度開始の日後七年以内に開始する当該内国法人の各事業年度において当該外国法人税の額が減額された場合を含む。)には、その減額された金額のうち第六十九条第一項に規定する控除対象外國法人税の額又は第八十一条の十五第一項に規定する個別控除対象外國法人税の額が減額された部分として政令で定める金額(益金の額に算入する額として政令で定める金額を除く。)は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

456 省略

(役員給与の損金不算入)

第三十四条 内国法人がその役員に対して支給する給与(退職給与及び第五十四条の二第一項(新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等)に規定する新株予約権によるもの並びにこれら以外のもので使用人としての職務を有する役員に対して支給する当該職務に対するもの並びに第三項の規定のあるものを除く。以下この項において同じ。)のうち次に掲げる給与のいずれにも該当しないものの額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

一 省略

二 その役員の職務につき所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与(定期同額給与及び利益連動給与(利益の状況を示す指標を基礎として算定される額を支給する給与をいう。次号において同じ。)を除くものとし、定期給与を支給しない役員に対して支給する給与(同族会社に該当しない内国法人が支給するものに限る。)並びに第五十四条第一項(譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例)に規定する特定譲渡制限付株式(将来の役務の提供に係るものとして政令で定めるものに限る。)及び当該特定譲渡制限付株式に係る同項に規定する承継譲渡制限付株式による給与以外の給与にあつては政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長にその定めの内容に関する届出をしている場合における当該給与に限る。)

三 同族会社に該当しない内国法人がその業務執行役員(業務を執行す

つては、当該被合併法人等が納付することとなつた外国法人税の額のうち当該内国法人が移転を受けた事業に係る所得に基因して納付することとなつた外国法人税の額に係る当該被合併法人等の適用事業年度開始の日後七年以内に開始する当該内国法人の各事業年度において当該外国法人税の額が減額された場合を含む。)には、その減額された金額のうち第六十九条第一項に規定する控除対象外國法人税の額又は第八十一条の十五第一項に規定する個別控除対象外國法人税の額が減額された部分として政令で定める金額(益金の額に算入する額として政令で定める金額を除く。)は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

456 同上

(役員給与の損金不算入)

第三十四条 内国法人がその役員に対して支給する給与(退職給与及び第五十四条第一項(新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等)に規定する新株予約権によるもの並びにこれら以外のもので使用人としての職務を有する役員に対して支給する当該職務に対するもの並びに第三項の規定のあるものを除く。以下この項において同じ。)のうち次に掲げる給与のいずれにも該当しないものの額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

一 同上

二 その役員の職務につき所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与(定期同額給与及び利益連動給与(利益に関する指標を基礎として算定される給与をいう。次号において同じ。)を除くものとし、定期給与を支給しない役員に対して支給する給与(同族会社に該当しない内国法人が支給するものに限る。)並びに第五十四条第一項(譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例)に規定する特定譲渡制限付株式(将来の役務の提供に係るものとして政令で定めるものに限る。)及び当該特定譲渡制限付株式に係る同項に規定する承継譲渡制限付株式による給与以外の給与にあつては政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長にその定めの内容に関する届出をしている場合における当該給与に限る。)

る役員として政令で定めるものをいう。以下この号において同じ。) に対して支給する利益連動給与で次に掲げる要件を満たすもの(他の業務執行役員の全てに対して次に掲げる要件を満たす利益連動給与を支給する場合に限る。)

イ その支給額の算定方法が、当該事業年度の利益の状況を示す指標(利益の額、利益の額に有価証券報告書(金融商品取引法第二十四条第一項(有価証券報告書の提出)に規定する有価証券報告書をいう。において同じ。)に記載されるべき事項による調整を加えた指標その他の利益に関する指標として政令で定めるもので、有価証券報告書に記載されるものに限る。)を基礎とした客観的なもの(次に掲げる要件を満たすものに限る。)であること。

(1) (3) 省略

256 口省略

第七目の二 譲渡制限付株式を対価とする費用等

(譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例)

第五十四条 内国法人が個人から役務の提供を受ける場合において、当該役務の提供に係る費用の額につきその対価として当該内国法人又は当該内国法人との間に当該内国法人の発行済株式若しくは出資(当該内國法人が有する自己の株式(出資を含む。以下この項において同じ。)を除く。)の全部を保有する関係として政令で定める関係がある法人の譲渡制限付株式(譲渡についての制限その他の条件が付されている株式として政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。)であつて当該役務の提供の対価として当該個人に生ずる債権の給付と引換えに当該個人に交付されるものその他当該個人に給付されることに伴つて当該債権が消滅する場合の当該譲渡制限付株式(以下この項及び第三項において「特定譲渡制限付株式」という。)が交付されたとき(内国法人を合併法人とする合併により当該合併に係る被合併法人の当該特定譲渡制限付株式を有する者に対し交付される当該内国法人の譲渡制限付株式その他の政令で定める譲渡制限付株式(第三項において「承継譲渡制限付株式」という。)が交付されたときを含む。)は、当該個人において当該役

イ その算定方法が、当該事業年度の利益に関する指標(金融商品取引法第二十四条第一項(有価証券報告書の提出)に規定する有価証券報告書(3)において「有価証券報告書」という。)に記載されるものに限る。)を基礎とした客観的なもの(次に掲げる要件を満たすものに限る。)であること。

(1) (3) 同上

256 口同上

第七目の二 新株予約権を対価とする費用等

務の提供につき所得税法その他所得税に関する法令の規定により当該個人の同法に規定する給与所得その他の政令で定める所得の金額に係る収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額を生ずべき事由（次項において「給与等課税事由」という。）が生じた日において当該役務の提供を受けたものとして、この法律の規定を適用する。

2 前項に規定する場合において、同項の個人において同項の役務の提供につき給与等課税事由が生じないときは、当該役務の提供を受ける内国外人の当該役務の提供を受けたことによる費用の額又は当該役務の全部若しくは一部の提供を受けられなかつたことによる損失の額は、当該内国外人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

3 第一項の個人から役務の提供を受けた内国外人は、特定譲渡制限付株式の一株当たりの交付の時の価額、交付数、その事業年度において譲渡についての制限が解除された数その他当該特定譲渡制限付株式又は承継譲渡制限付株式の状況に関する明細書を当該事業年度の確定申告書に添付しなければならない。

4 前項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等）

第五十四条の二 省 略

2 前項に規定する場合において、同項の個人において同項の役務の提供につき給与等課税事由が生じないときは、同項の新株予約権を発行した内国外人（承継新株予約権を交付した合併法人等である内国外人を含む。以下第四項までにおいて「発行法人」という。）の当該役務の提供を受けたことによる費用の額又は当該役務の全部若しくは一部の提供を受けられなかつたことによる損失の額は、当該発行法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

3 省 略

4 発行法人は、第一項の新株予約権の一個当たりの発行の時の価額、発行数、その事業年度において行使された数その他当該新株予約権の状況に関する明細書を当該事業年度の確定申告書に添付しなければならない。

5・6 省 略

（新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等）

第五十四条 同 上

2 前項に規定する場合において、同項の個人において同項の役務の提供につき給与等課税事由が生じないときは、同項の新株予約権を発行した内国外人（承継新株予約権を交付した合併法人等である内国外人を含む。以下この条において「発行法人」という。）の当該役務の提供に係る費用の額は、当該発行法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

3 同 上

4 発行法人は、確定申告書に当該新株予約権の一個当たりのその発行の時の価額、発行数、当該事業年度において行使された数その他当該新株予約権の状況に関する明細書の添付をしなければならない。

5・6 同 上

(合併及び分割による資産等の時価による譲渡)

第六十二条 内国法人が合併又は分割により合併法人又は分割承継法人に

その有する資産及び負債の移転をしたときは、当該合併法人又は分割承継法人に当該移転をした資産及び負債の当該合併又は分割の時の価額による譲渡をしたものとして、当該内国法人の各事業年度の所得の金額を計算する。この場合においては、当該合併又は当該分割（第二条第十二号の九イ（定義）に規定する分割対価資産（以下この項において「分割対価資産」という。）の全てが分割法人の株主等に直接に交付される分割型分割に限る。以下この項において「特定分割型分割」という。）により当該資産及び負債の移転をした当該内国法人（資本又は出資を有しないものを除く。）は、当該合併法人又は当該特定分割型分割に係る分割承継法人から新株等（当該合併法人が当該合併により交付した当該合併法人の株式（出資を含む。以下この項及び次条において同じ。）その他他の資産（第二十四条第二項（配当等の額とみなす金額）に規定する場合において同項の規定により同項に規定する株式割当等を受けたものとみなされる当該合併法人の株式その他の資産を含む。）をいう。）又は当該特定分割型分割に係る分割対価資産をその時の価額により取得し、直ちに当該新株等又は当該分割対価資産を当該内国法人の株主等に交付したものとする。

2 合併により合併法人に移転をした資産及び負債の当該移転による譲渡に係る譲渡利益額（当該譲渡に係る対価の額が原価の額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。）又は譲渡損失額（当該譲渡に係る原価の額が対価の額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。）は、当該合併に係る最後事業年度（被合併法人の合併の日の前日の属する事業年度をいう。次条第一項において同じ。）の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

3 省 略

第六十四条の四 省 略

(合併及び分割による資産等の時価による譲渡)

第六十二条 内国法人が合併又は分割により合併法人又は分割承継法人に

その有する資産及び負債の移転をしたときは、当該合併法人又は分割承継法人に当該移転をした資産及び負債の当該合併又は分割の時の価額による譲渡をしたものとして、当該内国法人の各事業年度の所得の金額を計算する。この場合においては、当該合併により当該資産及び負債の移転をした当該内国法人（資本又は出資を有しないものを除く。）は、当該合併法人から新株等（当該合併法人が当該合併により交付した当該合併法人の株式（出資を含む。以下この項及び次条において同じ。）その他他の資産（第二十四条第二項（配当等の額とみなす金額）に規定する場合において同項の規定により同項に規定する株式割当等を受けたものとみなされる当該合併法人の株式その他の資産を含む。）をいう。）をその時の価額により取得し、直ちに当該新株等を当該内国法人の株主等に交付したものとする。

2 合併により合併法人に移転をした資産及び負債の当該移転による譲渡に係る譲渡利益額（当該譲渡に係る対価の額が原価の額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。）又は譲渡損失額（当該譲渡に係る原価の額が対価の額を超える場合における当該超える部分の金額をいう。）は、当該合併に係る最後事業年度（被合併法人の合併の日の前日の属する事業年度をいう。次条第一項において同じ。）の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

3 同 上

第六十四条の四 同 上

2 省 略

3 第一項の内国法人が公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第二十九条第一項若しくは第二項（公益認定の取消し）の規定によりこれらの規定に規定する公益認定を取り消

り消されたことにより普通法人に該当することとなつた法人又は医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条の三第一項（実施計画）に規定する実施計画に係る同項の認定を受けた医療法人である場合、前項の内国法人が公益社団法人又は公益財団法人を被合併法人とする同項に規定する適格合併に係る合併法人である場合その他の政令で定める場合に該当する場合における前二項の規定の適用については、移行日又は該適格合併の日以後に公益の目的又は同条第一項に規定する救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施のために支出される金額として政令で定める金額に相当する金額は、政令で定めるところにより、累積所得金額若しくは合併前累積所得金額から控除し、又は累積欠損金額若しくは合併前累積欠損金額に加算する。

4 前項の規定は、確定申告書に、同項に規定する政令で定める金額及びその計算に関する明細の記載があり、かつ、財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

5・6 省略

（各事業年度の所得に対する法人税の税率）

第六十六条 内国法人である普通法人、一般社団法人等（別表第二に掲げる一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人をいう。次項及び第三項において同じ。）又は人格のない社団等に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、各事業年度の所得の金額に百分の二十三・二の税率を乗じて計算した金額とする。

2・6 省略

（外国税額の控除）

第六十九条 内国法人が各事業年度において外国法人税（外国の法令により課される法人税に相当する税で政令で定めるものをいう。以下この項及び第十三項において同じ。）を納付することとなる場合には、当該事業年度の所得の金額につき第六十六条第一項から第三項まで（各事業年度の所得に対する法人税の税率）の規定を適用して計算した金額のうち当該事業年度の国外所得金額（国外源泉所得に係る所得のみについて各事業年度の所得に対する法人税を課したものとした場合に課税標準となるべき当該事業年度の所得の金額に相当するものとして政令で定める金

されたことにより普通法人に該当することとなつた法人である場合、前項の内国法人が公益社団法人又は公益財団法人を被合併法人とする同項に規定する適格合併に係る合併法人である場合その他の政令で定める場合に該当する場合における前二項の規定の適用については、移行日又は当該適格合併の日以後に公益の目的のために支出される金額として政令で定める金額に相当する金額は、政令で定めるところにより、累積所得金額若しくは合併前累積所得金額から控除し、又は累積欠損金額若しくは合併前累積欠損金額に加算する。

4 前項の規定は、確定申告書に同項に規定する政令で定める金額及びその計算に関する明細の記載があり、かつ、財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

5・6 同上

（各事業年度の所得に対する法人税の税率）

第六十六条 内国法人である普通法人、一般社団法人等（別表第二に掲げる一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人をいう。次項及び第三項において同じ。）又は人格のない社団等に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、各事業年度の所得の金額に百分の二十三・九の税率を乗じて計算した金額とする。

2・6 同上

（外国税額の控除）

第六十九条 内国法人が各事業年度において外国法人税（外国の法令により課される法人税に相当する税で政令で定めるものをいう。以下この項及び第十四項において同じ。）を納付することとなる場合には、当該事業年度の所得の金額につき第六十六条第一項から第三項まで（各事業年度の所得に対する法人税の税率）の規定を適用して計算した金額のうち当該事業年度の国外所得金額（国外源泉所得に係る所得のみについて各事業年度の所得に対する法人税を課したものとした場合に課税標準となるべき当該事業年度の所得の金額に相当するものとして政令で定める金

額をいう。）に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額（以下この条において「控除限度額」という。）を限度として、その外国法人税の額（その所得に対する負担が高率な部分として政令で定める外国法人税の額、内国法人の通常行われる取引と認められないものとして政令で定める取引に基因して生じた所得に対する課税される外國法人税の額、内国法人の法人税に関する法令により課されるものとして政令で定める外國法人税の額その他政令で定める外國法人税の額を除く。以下この条において「控除対象外國法人税の額」という。）を当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除する。

2 内国法人が各事業年度において納付することとなる控除対象外國法人税の額が当該事業年度の控除限度額、地方法人税控除限度額として政令で定める金額及び地方税控除限度額として政令で定める金額の合計額を超える場合において、前三年内事業年度（当該事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度をいう。以下この条において同じ。）の控除限度額のうち当該事業年度に繰り越される部分として政令で定める金額（以下この項及び第十六項において「繰越控除限度額」という。）があるときは、政令で定めるところにより、その繰越控除限度額を限度として、その超える部分の金額を当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除する。

3 内国法人が各事業年度において納付することとなる控除対象外國法人税の額が当該事業年度の控除限度額に満たない場合において、その前三年内事業年度において納付したこととなつた控除対象外國法人税の額のうち当該事業年度に繰り越される部分として政令で定める金額（以下この項及び第十六項において「繰越控除対象外國法人税額」という。）があるときは、政令で定めるところにより、当該控除限度額から当該事業年度において納付することとなつた控除対象外國法人税の額を控除した残額を限度として、その繰越控除対象外國法人税額を当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除する。

4 第一項に規定する国外源泉所得とは、次に掲げるものをいう。

一七 省略

八 国外において業務を行う者に対する貸付金（これに準ずるものと含む。）で当該業務に係るものの利子（債券の買戻又は売戻条件付売買

額をいう。）に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額（以下この条において「控除限度額」という。）を限度として、その外國法人税の額（その所得に対する負担が高率な部分として政令で定める外國法人税の額、内国法人の通常行われる取引と認められないものとして政令で定める取引に基因して生じた所得に対する課税される外國法人税の額、内国法人の法人税に関する法令により課されないこととなる金額を課税標準として外國法人税に関する法令により課されるものとして政令で定める外國法人税の額その他政令で定める外國法人税の額を除く。以下この条において「控除対象外國法人税の額」という。）を当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除する。

2 内国法人が各事業年度において納付することとなる控除対象外國法人税の額が当該事業年度の控除限度額、地方法人税控除限度額として政令で定める金額及び地方税控除限度額として政令で定める金額の合計額を超える場合において、前三年内事業年度（当該事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度をいう。以下この条において同じ。）の控除限度額のうち当該事業年度に繰り越される部分として政令で定める金額（以下この項及び第十七項において「繰越控除限度額」という。）があるときは、政令で定めるところにより、その繰越控除限度額を限度として、その超える部分の金額を当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除する。

3 内国法人が各事業年度において納付することとなる控除対象外國法人税の額が当該事業年度の控除限度額に満たない場合において、その前三年内事業年度において納付したこととなつた控除対象外國法人税の額のうち当該事業年度に繰り越される部分として政令で定める金額（以下この項及び第十七項において「繰越控除対象外國法人税額」という。）があるときは、政令で定めるところにより、当該控除限度額から当該事業年度において納付することとなつた控除対象外國法人税の額を控除した残額を限度として、その繰越控除対象外國法人税額を当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除する。

4 同上

一七 同上

八 国外において業務を行う者に対する貸付金（これに準ずるものと含む。）で当該業務に係るものの利子（債券の買戻又は売戻条件付売買

取引として政令で定めるものから生ずる差益として政令で定めるもの
を含む。)

九〇十四 省略

十五 第百三十九条第一項（租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得）に規定する租税条約（以下この号及び第六項から第八項までにおいて「租税条約」という。）の規定により当該租税条約の我が国以外の締約国又は締約者（第七項及び第八項において「相手国等」という。）において租税を課すことができることとされる所得のうち政令で定めるもの

十六 省略

5| 前項第一号に規定する内部取引とは、内国法人の国外事業所等と本店等との間で行われた資産の移転、役務の提供その他の事実で、独立の事業者の間で同様の事実があつたとしたならば、これらの事業者の間で、資産の販売、資産の購入、役務の提供その他の取引（資金の借入れに係る債務の保証、保険契約に係る保険責任についての再保険の引受けその他これらに類する取引として政令で定めるものを除く。）が行われたと認められるものをいう。

6| 租税条約において国外源泉所得（第一項に規定する国外源泉所得をいう。以下この項において同じ。）につき前二項の規定と異なる定めがある場合には、その租税条約の適用を受ける内国法人については、これらの規定にかかわらず、国外源泉所得は、その異なる定めがある限りにおいて、その租税条約に定めるところによる。

10| 9| 8| 7| 省略

内国法人が適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下この項及び第十三項において「適格合併等」という。）により被合併法人、分割法人又は現物出資法人（同項において「被合併法人等」という。）である他の内国法人から事業の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該内法人の当該適格合併等の日の属する事業年度以後の各事業年度における第二項及び第三項の規定の適用については、次の各号に掲げる適格合併

の買戻又は売戻条件付売買取引として政令で定めるものから生ずる差益として政令で定めるものを含む。)

九〇十四 同上

十五 第百三十九条第一項（租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得）に規定する租税条約（以下この号及び第七項から第九項までにおいて「租税条約」という。）の規定により当該租税条約の我が国以外の締約国又は締約者（第八項及び第九項において「相手国等」という。）において租税を課すことができることとされる所得のうち政令で定めるもの

十六 同上

5| 前項第二号から第十三号まで及び第十六号に掲げる所得には、同項第一号に掲げる所得に該当するものは、含まれないものとする。

6| 第四項第一号に規定する内部取引とは、内国法人の国外事業所等と本店等との間で行われた資産の移転、役務の提供その他の事実で、独立の事業者の間で同様の事実があつたとしたならば、これらの事業者の間で、資産の販売、資産の購入、役務の提供その他の取引（資金の借入れに係る債務の保証、保険契約に係る保険責任についての再保険の引受けその他これらに類する取引として政令で定めるものを除く。）が行われたと認められるものをいう。

7| 租税条約において国外源泉所得（第一項に規定する国外源泉所得をいう。以下この項において同じ。）につき前三項の規定と異なる定めがある場合には、その租税条約の適用を受ける内国法人については、これらの規定にかかわらず、国外源泉所得は、その異なる定めがある限りにおいて、その租税条約に定めるところによる。

11| 10| 9| 8| 同上

内国法人が適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下この項及び第十四項において「適格合併等」という。）により被合併法人、分割法人又は現物出資法人（第十四項において「被合併法人等」という。）である他の内国法人から事業の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該内法人の当該適格合併等の日の属する事業年度以後の各事業年度における第二項及び第三項の規定の適用については、次の各号に掲げる適格合併

等の区分に応じ当該各号に定める金額は、政令で定めるところにより、当該内国法人の前三年内事業年度の控除限度額及び当該内国法人が前三年内事業年度において納付することとなつた控除対象外国法人税の額とみなす。

一 省 略

二 適格分割又は適格現物出資（以下第十二項までにおいて「適格分割等」という。）当該適格分割等に係る分割法人又は現物出資法人（次項及び第十二項において「分割法人等」という。）の分割等前三年内事業年度（適格分割等の日の属する事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度若しくは各連結事業年度又は適格分割等の日の属する連結事業年度開始の日前三年以内に開始した各連結事業年度若しくは各事業年度をいう。同項において同じ。）の控除限度額及び連結控除限度個別帰属額並びに控除対象外国法人税の額及び個別控除対象外国法人税の額のうち、当該適格分割等により当該内国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額

12[11]

省 略

適格分割等に係る分割承継法人又は被現物出資法人（以下この項において「分割承継法人等」という。）が第十項又は第八十一条の十五第五項の規定の適用を受ける場合には、当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度以後の各事業年度における第二項及び第三項の規定の適用については、当該分割法人等の分割等前三年内事業年度の控除限度額及び控除対象外国法人税の額のうち、第十項の規定により当該分割承継法人等の前三年内事業年度の控除限度額とみなされる金額及び同条第五項の規定により前三年内連結事業年度（同条第二項に規定する前三年内連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）の連結控除限度個別帰属額とみなされる金額並びに第十項の規定により当該分割承継法人等が当該前三年内事業年度において納付することとなつた控除対象外国法人税の額とみなされる金額及び同条第五項の規定により当該前三年内連結事業年度において納付することとなつた個別控除対象外国法人税の額とみなされる金額は、ないものとする。

14[13]

省 略

合併等の区分に応じ当該各号に定める金額は、政令で定めるところにより、当該内国法人の前三年内事業年度の控除限度額及び当該内国法人が当該前三年内事業年度において納付することとなつた控除対象外国法人税の額とみなす。

一 同 上

二 適格分割又は適格現物出資（以下第十三項までにおいて「適格分割等」という。）当該適格分割等に係る分割法人又は現物出資法人（次項及び第十三項において「分割法人等」という。）の分割等前三年内事業年度（適格分割等の日の属する事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度若しくは各連結事業年度又は適格分割等の日の属する連結事業年度開始の日前三年以内に開始した各連結事業年度若しくは各事業年度をいう。第十三項において同じ。）の控除限度額及び連結控除限度個別帰属額並びに控除対象外国法人税の額及び個別控除対象外国法人税の額のうち、当該適格分割等により当該内国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額

13[12]

同 上

適格分割等に係る分割承継法人又は被現物出資法人（以下この項において「分割承継法人等」という。）が第十一項又は第八十一条の十五第五項の規定の適用を受ける場合には、当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度以後の各事業年度における第二項及び第三項の規定の適用については、当該分割法人等の分割等前三年内事業年度の控除限度額及び控除対象外国法人税の額のうち、第十一項の規定により当該分割承継法人等の前三年内事業年度の控除限度額とみなされる金額及び同条第五項の規定により前三年内連結事業年度（同条第二項に規定する前三年内連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）の連結控除限度個別帰属額とみなされる金額並びに第十一項の規定により当該分割承継法人等が当該前三年内事業年度において納付することとなつた控除対象外国法人税の額とみなされる金額及び同条第五項の規定により当該前三年内連結事業年度において納付することとなつた個別控除対象外国法人税の額とみなされる金額は、ないものとする。

15[14]

同 上

20|19|18|17|16|15

省 省 省 省 省 省
省 略 略 略 略 略

第十三項から前項までに定めるもののほか、第一項から第十二項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等)

第七十二条 省 略

3 第一項に規定する期間に係る課税標準である所得の金額又は欠損金額及び同項第二号に掲げる法人税の額の計算については、第二条第二十五号(定義)中「確定した決算」とあるのは「決算」と、第一節第三款、

第四款、第七款及び第十款(課税標準の計算)(第五十七条第二項、第七項及び第十項(青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し)並びに第五十八条第二項及び第五項(青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し)を除く。)中「確定申告書」とあるのは「中間申告書」と、「確定した決算」とあるのは「決算」と、第六十八条第三項(所得税額の控除)及び第六十九条第十五項(外国税額の控除)中「確定申告書」とあるのは「中間申告書」と、同条第十六項中「確定申告書、修正申告書又は更正請求書にこれら」とあるのは「中間申告書、修正申告書又は更正請求書にこれら」とする。

4 省 略

(各連結事業年度の連結所得に対する法人税の税率)

第八十一条の十二 普通法人である連結親法人に對して課する各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、各連結事業年度の連結所得の金額に百分の二十三・二の税率を乗じて計算した金額とする。

256 省 略

(連結事業年度における外国税額の控除)

第八十一条の十五 省 略

21|20|19|18|17|16

同 同 同 上 上 上

第十四項から前項までに定めるもののほか、第一項から第十三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等)

第七十二条 同 上

3 第一項に規定する期間に係る課税標準である所得の金額又は欠損金額及び同項第二号に掲げる法人税の額の計算については、第二条第二十五号(定義)中「確定した決算」とあるのは「決算」と、第一節第三款、

第四款、第七款及び第十款(課税標準の計算)(第五十七条第二項、第七項及び第十項(青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越しの要件)並びに第五十八条第二項及び第五項(青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越しの要件)を除く。)中「確定申告書」とあるのは「中間申告書」と、「確定した決算」とあるのは「決算」と、第六十八条第三項(所得税額の控除)及び第六十九条第十六項(外国税額の控除)中「確定申告書」とあるのは「中間申告書」と、同条第十七項中「確定申告書、修正申告書又は更正請求書にこれら」とあるのは「中間申告書、修正申告書又は更正請求書にこれら」とする。

4 同 上

(各連結事業年度の連結所得に対する法人税の税率)

第八十一条の十二 普通法人である連結親法人に對して課する各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、各連結事業年度の連結所得の金額に百分の二十三・九の税率を乗じて計算した金額とする。

256 同 上

(連結事業年度における外国税額の控除)

第八十一条の十五 同 上

256 省略

7 適格分割等に係る分割承継法人又は被現物出資法人（以下この項において「分割承継法人等」という。）が第五項又は第六十九条第十項の規定の適用を受ける場合には、当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する連結事業年度以後の各連結事業年度における第二項及び第三項の規定の適用については、当該分割法人等の分割等前三年内事業年度の連結控除限度個別帰属額及び個別控除対象外国法人税の額のうち、第五項の規定により当該分割承継法人等の前三年内連結事業年度の連結控除限度個別帰属額とみなされる金額及び同条第十項の規定により前三年内事業年度（同条第二項に規定する前三年内事業年度をいう。以下この項において同じ。）の控除限度額とみなされる金額並びに第五項の規定により当該分割承継法人等が当該前三年内連結事業年度において納付することとなつた個別控除対象外国法人税の額とみなされる金額及び同条第十項の規定により当該前三年内事業年度において納付したこととなつた控除対象外国法人税の額とみなされる金額は、ないものとする。

8 14 省略

（還付金等の益金不算入）

第一百四十二条の二 外国法人が次に掲げるものの還付を受け、又はその還付を受けるべき金額を未納の国税若しくは地方税に充当される場合には、その還付を受け又は充当される金額は、その外国法人の各事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

153 省略

（還付金等の益金不算入）

第一百四十二条の二 同上

四 第百四十四条の十三（欠損金の繰戻しによる還付）の規定による還付金（同条第一項第一号に定める金額に相当するものに限る。）又は地方法人税法第二十三条（欠損金の繰戻しによる法人税の還付があつた場合の還付）の規定による還付金（同号に定める金額に百分の十・三を乗じて計算した金額に相当するものに限る。）

四 第百四十四条の十三（欠損金の繰戻しによる還付）の規定による還付金（同条第一項第一号に定める金額に相当するものに限る。）又は地方法人税法第二十三条（欠損金の繰戻しによる法人税の還付があつた場合の還付）の規定による還付金（同号に定める金額に百分の四・四を乗じて計算した金額に相当するものに限る。）

2 3 省略

（外国法人に係る各事業年度の所得に対する法人税の税率）

第一百四十三条 外国法人に対して課する各事業年度の所得に対する法人税

256 同上

2 3 同上

（外国法人に係る各事業年度の所得に対する法人税の税率）

第一百四十三条 外国法人に対して課する各事業年度の所得に対する法人税

の額は、次に掲げる国内源泉所得の区分ごとに、これらの国内源泉所得に係る所得の金額に百分の二十三・二の税率を乗じて計算した金額とする。

一〇三 省略

二五五 省略

(外国法人に係る外国税額の控除)

第一百四十四条の二 省略

二・三 省略

4 第一項に規定する国外源泉所得とは、第一百三十八条第一項第一号に掲げる所得のうち次のいずれかに該当するものをいう。

一〇六 省略

七 国外において業務を行う者に対する貸付金（これに準ずるもの）を含む。）で当該業務に係るもの利子（債券の買戻又は売戻条件付売買取引として政令で定めるものから生ずる差益として政令で定めるもの）を含む。）

八〇十三 省略

5 省略

6 第六十九条第十項及び第十一項の規定は、外国法人が他の外国法人を被合併法人、分割法人又は現物出資法人（第八項において「被合併法人等」という。）とする適格合併、適格分割又は適格現物出資（第八項において「適格合併等」という。）により当該他の外国法人の恒久的施設に係る事業の全部又は一部の移転を受けた場合について準用する。この場合において、同条第十項中「第二項及び第三項」とあるのは「第一百四十四条の二第二項及び第三項（外国法人に係る外国税額の控除）」と、「前三年内事業年度の控除限度額」とあるのは「同条第二項に規定する前三年内事業年度（以下この項及び次項において「前三年内事業年度」という。）の同条第一項に規定する控除限度額（以下この項及び次項において「控除限度額」という。）」と、「控除対象外国法人税の額」とあるのは「同条第一項に規定する控除対象外国法人税の額（以下この項及び次項において「控除対象外国法人税の額」という。）と、同条第十一項中「前項」とあるのは「第一百四十四条の二第六項において準用する前項」と読み替えるものとする。」

の額は、次に掲げる国内源泉所得の区分ごとに、これらの国内源泉所得に係る所得の金額に百分の二十三・九の税率を乗じて計算した金額とする。

一〇三 同上

二五五 同上

(外国法人に係る外国税額の控除)

第一百四十四条の二 同上

二・三 同上

4 同上

一〇六 同上

七 国外において業務を行う者に対する貸付金（これに準ずるもの）を含む。）で当該業務に係るもの利子（政令で定める利子を除き、債券の買戻又は売戻条件付売買取引として政令で定めるものから生ずる差益として政令で定めるもの）を含む。）

八〇十三 同上

5 同上

6 第六十九条第十一項及び第十二項の規定は、外国法人が他の外国法人を被合併法人、分割法人又は現物出資法人（第八項において「被合併法人等」という。）とする適格合併、適格分割又は適格現物出資（第八項において「適格合併等」という。）により当該他の外国法人の恒久的施設に係る事業の全部又は一部の移転を受けた場合について準用する。この場合において、同条第十一項中「第二項及び第三項」とあるのは「第一百四十四条の二第二項及び第三項（外国法人に係る外国税額の控除）」と、「前三年内事業年度の控除限度額」とあるのは「同条第二項に規定する前三年内事業年度（以下この項及び次項において「前三年内事業年度」という。）の同条第一項に規定する控除限度額（以下この項及び次項において「控除限度額」という。）」と、「控除対象外国法人税の額」とあるのは「同条第一項に規定する控除対象外国法人税の額（以下この項及び次項において「控除対象外国法人税の額」という。）と、同条第十一項中「前項」とあるのは「第一百四十四条の二第六項において準用する前項」と読み替えるものとする。」

第六十九条第十二項の規定は、適格分割又は適格現物出資に係る分割承継法人又は被現物出資法人である外国法人が前項において準用する同条第十項の規定の適用を受ける場合について準用する。この場合において、同条第十二項中「第二項及び第三項」とあるのは「第一百四十四条の二第二項及び第三項（外国法人に係る外国税額の控除）」と、「控除限度額及び控除対象外国法人税の額」とあるのは「同条第一項に規定する控除限度額（以下この項において「控除限度額」という。）及び同条第一項に規定する控除対象外国法人税の額（以下この項において「控除対象外国法人税の額」とあるのは「同条第一項に規定する控除限度額及び控除対象外国法人税の額」とあるのは「同条第一項に規定する控除限度額（以下この項において「控除限度額」という。）及び同条第一項に規定する控除対象外国法人税の額（以下この項において「控除対象外国法人税の額」という。）」と、「第十項」とあるのは「、同条第六項において準用する第十項」と、「の前三年内事業年度」とあるのは「の同条第二項に規定する前三年内事業年度（以下この項において「前三年内事業年度」という。）」と、「及び同条第五項」とあるのは「同条第六項において準用する第十項」と、「の前三年内事業年度」とあるのは「の同条第二項に規定する前三年内事業年度（以下この項において「前三年内事業年度」という。）」と、「及び同条第五項」とあるのは「及び第八十一条の十五第五項」と、「並びに第十項」とあるのは「並びに第一百四十四条の二第六項において準用する第十項」と読み替えるものとする。

8 省略

9 第一項から第五項までの規定、第六項において準用する第六十九条第十項及び第十一項の規定並びに第七項において準用する同条第十二項の規定並びに前項の規定は、外国法人である人格のない社団等が収益事業以外の事業又はこれに属する資産から生ずる所得について納付する控除対象外国法人税の額については、適用しない。

10 第六十九条第十五項から第十七項までの規定は、外国法人が納付することとなる控除対象外国法人税の額につき、第一項から第三項までの規定による控除をする場合について準用する。この場合において、同条第十五項中「第一項」とあるのは「第一百四十四条の二第一項（外国法人に係る外国税額の控除）」と、「控除対象外国法人税の額の」とあるのは「同条第一項」と、同条第十六項中「第二項及び第三項」とあるのは「第一百四十四条の二第二項及び第三項」と、「繰越控除限度額又は繰越控除対象外国法人税額」とあるのは「同条第二項に規定する繰越控除限度額（以下この項において「繰越控除限度額」という。）又は同条第三項に規定する繰越控除対象外国法人税額（以下この項において「

第六十九条第十三項の規定は、適格分割又は適格現物出資に係る分割承継法人又は被現物出資法人である外国法人が前項において準用する同条第十一項の規定の適用を受ける場合について準用する。この場合において、同条第十三項中「第二項及び第三項」とあるのは「第一百四十四条の二第二項及び第三項（外国法人に係る外国税額の控除）」と、「控除限度額及び控除対象外国法人税の額」とあるのは「同条第一項に規定する控除限度額（以下この項において「控除限度額」という。）及び同条第一項に規定する控除対象外国法人税の額（以下この項において「控除対象外国法人税の額」とあるのは「同条第一項に規定する控除限度額及び控除対象外国法人税の額」とあるのは「同条第一項に規定する控除限度額（以下この項において「控除限度額」という。）」と、「第十一項」とあるのは「、同条第六項において準用する第十一項」と、「の前三年内事業年度」とあるのは「の同条第二項に規定する前三年内事業年度（以下この項において「前三年内事業年度」という。）」と、「及び同条第五項」とあるのは「及び第八十一条の十五第五項」と、「並びに第十一項」とあるのは「並びに第一百四十四条の二第六項において準用する第十一項」と読み替えるものとする。

8 同上

9 第一項から第五項までの規定、第六項において準用する第六十九条第十一項及び第十二項の規定並びに第七項において準用する同条第十三項の規定並びに前項の規定は、外国法人である人格のない社団等が収益事業以外の事業又はこれに属する資産から生ずる所得について納付する控除対象外国法人税の額については、適用しない。

10 第六十九条第十六項から第十八項までの規定は、外国法人が納付することとなる控除対象外国法人税の額につき、第一項から第三項までの規定による控除をする場合について準用する。この場合において、同条第十六項中「第一項」とあるのは「第一百四十四条の二第一項（外国法人に係る外国税額の控除）」と、「控除対象外国法人税の額の」とあるのは「同条第一項」と、「第二項及び第三項」とあるのは「第一百四十四条の二第二項及び第三項」と、「繰越控除限度額又は繰越控除対象外国法人税額」とあるのは「同条第二項に規定する繰越控除限度額（以下この項において「繰越控除限度額」という。）又は同条第三項に規定する繰越控除対象外国法人税額（以下この項において「

繰越控除対象外国法人税額」という。)」と、「に当該各事業年度の控除限度額」とあるのは「に当該各事業年度の控除限度額(同条第一項に規定する控除限度額をいう。以下この項において同じ。)」と、同条第十七項中「第一項から第三項まで」とあるのは「第百四十四条の二第一項から第三項まで」と、「つき第一項から第三項まで」とあるのは「つき同条第一項から第三項まで」と読み替えるものとする。

11 省略

(仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等)

第一百四十四条の四 省略

2・3 省略

4 第一項に規定する期間に係る課税標準である第百四十二条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額若しくは欠損金額及び同項第三号に掲げる法人税の額、同項に規定する期間に係る課税標準である同条第一号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額若しくは欠損金額及び同項第四号に掲げる法人税の額又は第二項に規定する期間に係る課税標準である同条第二号に定める国内源泉所得に係る所得の金額若しくは欠損金額及び同項第二号に掲げる法人税の額の計算については、次に定めるところによる。

一 第二条第二十五条号(定義)中「確定した決算」とあるのは「決算」と、第六十八条第三項(第百四十四条において準用する場合に限る。)及び第六十九条第十五項(外国税額の控除)(第百四十四条の二第十項において準用する場合に限る。)中「確定申告書」とあるのは「中間申告書」と、第六十九条第十六項(第百四十四条の二第十項において準用する場合に限る。)中「確定申告書」とあるのは「中間申告書」と、第六十九条第十七項(第百四十四条の二第十項において準用する場合に限る。)中「確定申告書、修正申告書又は更正請求書にこれら」とあるのは「中間申告書、修正申告書又は更正請求書にこれら」と、第百四十二条の五第二項(外国銀行等の資本に係る負債の利子の損金算入)中「確定申告書」とあるのは「中間申告書」とする。

二 省略

5 省略

(確定申告)

繰越控除対象外国法人税額」という。)」と、「に当該各事業年度の控除限度額」とあるのは「に当該各事業年度の控除限度額(同条第一項に規定する控除限度額をいう。以下この項において同じ。)」と、同条第十八項中「第一項から第三項まで」とあるのは「、第百四十四条の二第一項から第三項まで」と、「つき第一項から第三項まで」とあるのは「つき同条第一項から第三項まで」と読み替えるものとする。

11 同上

(仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等)

第一百四十四条の四 同上

2・3 同上

4 同上

一 第二条第二十五条号(定義)中「確定した決算」とあるのは「決算」と、第六十八条第三項(第百四十四条において準用する場合に限る。)及び第六十九条第十六項(外国税額の控除)(第百四十四条の二第十項において準用する場合に限る。)中「確定申告書」とあるのは「中間申告書」と、第六十九条第十七項(第百四十四条の二第十項において準用する場合に限る。)中「確定申告書、修正申告書又は更正請求書にこれら」とあるのは「中間申告書、修正申告書又は更正請求書にこれら」と、第百四十二条の五第二項(外国銀行等の資本に係る負債の利子の損金算入)中「確定申告書」とあるのは「中間申告書」とする。

二 同上

5 同上

(確定申告)

第一百四十四条の六 省略

2 恒久的施設を有しない外国法人は、各事業年度終了の日の翌日から二月以内（当該外国法人が第百三十八条第一項第四号（国内源泉所得）に規定する事業で国内において行うものを廃止する場合には、当該事業年度終了の日の翌日から二月を経過した日の前日とその廃止の日とのうちいずれか早い日まで）に、税務署長に対し、確定した決算に基づき次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。ただし、第百四十二条第二号に定める国内源泉所得を有しない場合又は第一号に規定する国内源泉所得に係る所得の金額の全部につき租税条約の規定その他政令で定める規定により法人税を課さないこととされる場合は、当該申告書を提出することを要しない。

一（六）省略

3 省略

（外国普通法人となつた旨の届出）

第一百四十九条 恒久的施設を有しない外国法人である普通法人が恒久的施設を有することとなつた場合又は恒久的施設を有しない外国法人である普通法人が第百三十八条第一項第四号（国内源泉所得）に規定する事業を国内において開始し、若しくは第百四十二条第二号（課税標準）に定める国内源泉所得で同項第四号に掲げる対価以外のものと有することとなつた場合には、その外国法人である普通法人は、その恒久的施設を有することとなつた日又はその開始した日若しくはその対価以外のものと有することとなつた日以後二月以内に、次に掲げる事項を記載した届出書にその恒久的施設を有することとなつた時又はその開始した時若しくはその対価以外のものと有することとなつた時における貸借対照表その他の財務省令で定める書類を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。ただし、恒久的施設を有することとなつた外国法人である普通法人の同条第一号イ及びロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の全部につき租税条約（第百三十九条第一項（租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得）に規定する租税条約をいう。以下この項及び次項において同じ。）の規定その他政令で定める規定（次項において「租税条約等の規定」という。）により法人税を課さないこととされる場合又は恒久的施設を有しない外国法人である普通法人の第百

第一百四十四条の六 同上

2 恒久的施設を有しない外国法人は、各事業年度終了の日の翌日から二月以内（当該外国法人が第百三十八条第一項第四号（国内源泉所得）に規定する事業で国内において行うものを廃止する場合には、当該事業年度終了の日の翌日から二月を経過した日の前日とその廃止の日とのうちいずれか早い日まで）に、税務署長に対し、確定した決算に基づき次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。ただし、第百四十二条第二号に定める国内源泉所得を有しない場合又は第一号に規定する国内源泉所得に係る所得の金額の全部につき租税条約の規定により法人税を課さないこととされる場合は、当該申告書を提出することを要しない。

一（六）同上

3 同上

（外国普通法人となつた旨の届出）

第一百四十九条 恒久的施設を有しない外国法人である普通法人が恒久的施設を有することとなつた場合又は恒久的施設を有しない外国法人である普通法人が第百三十八条第一項第四号（国内源泉所得）に規定する事業を国内において開始し、若しくは第百四十二条第二号（課税標準）に定める国内源泉所得で同項第四号に掲げる対価以外のものと有することとなつた場合には、その外国法人である普通法人は、その恒久的施設を有することとなつた日又はその開始した日若しくはその対価以外のものと有することとなつた日以後二月以内に、次に掲げる事項を記載した届出書にその恒久的施設を有することとなつた時又はその開始した時若しくはその対価以外のものと有することとなつた時における貸借対照表その他の財務省令で定める書類を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。ただし、恒久的施設を有することとなつた外国法人である普通法人の同条第一号イ及びロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の全部につき租税条約（第百三十九条第一項（租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得）に規定する租税条約をいう。以下この項及び次項において同じ。）の規定その他政令で定める規定（次項において「租税条約等の規定」という。）により法人税を課さないこととされる場合又は恒久的施設を有しない外国法人である普通法人の第百

四十一條第二号に定める国内源泉所得に係る所得の金額の全部につき租税条約の規定その他政令で定める規定により法人税を課さないこととされる場合には、当該届出書を提出することを要しない。

一 その納税地及び第百四十一條各号に定める国内源泉所得に係る事業又は資産の経営又は管理の責任者の氏名

二 第百四十一條各号に定める国内源泉所得に係る資産の種類及び所在地
又は当該国内源泉所得に係る資産の種類及び所在地

三 第百四十一條各号に定める国内源泉所得に係る事業の目的及び種類
しくはその開始予定日又は当該国内源泉所得に係る資産を有することとなつた日

2 前項ただし書の規定により同項に規定する届出書の提出を要しないこととされた恒久的施設を有する外国法人である普通法人が租税条約等の規定により法人税を課さないこととされる国内源泉所得以外の国内源泉所得（第百四十一條第一号イ又はロに掲げる国内源泉所得に該当するものに限る。）を有することとなつた場合又は同項ただし書の規定により同項に規定する届出書の提出を要しないこととされた恒久的施設を有しない外国法人である普通法人が租税条約の規定その他政令で定める規定により法人税を課さないこととされる国内源泉所得以外の国内源泉所得（同条第二号に定める国内源泉所得に該当するものに限る。）を有することとなつた場合には、これらの国内源泉所得を有することとなつた日以後二月以内に、同項各号に掲げる事項を記載した届出書にこれらの国内源泉所得を有することとなつた時における貸借対照表その他の財務省令で定める書類を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3 省略

（代表者等の自署押印）

第一百五十二条 省略

3 外国法人の提出する法人税申告書については、第一項の規定によりその法人税申告書に自署し、自己の印を押すべき者は、第百四十一條各号（課税標準）に定める国内源泉所得に係る事業又は資産の経営又は管理の責任者とし、前項の規定によりその法人税申告書に自署し、自己の印

四十一條第二号に定める国内源泉所得に係る所得の金額の全部につき租税条約の規定により法人税を課さないこととされる場合には、当該届出書を提出することを要しない。

一 その納税地及び国内において行う事業又是国内にある資産の経営又は管理の責任者の氏名

二 国内において行う事業の目的及び種類又是国内にある資産の種類及び所在地

三 国内において行う事業を開始した日若しくはその開始予定日又是国内にある資産を有することとなつた日

2 前項ただし書の規定により同項に規定する届出書の提出を要しないこととされた恒久的施設を有する外国法人である普通法人が租税条約等の規定により法人税を課さないこととされる国内源泉所得以外の国内源泉所得（第百四十一條第一号イ又はロに掲げる国内源泉所得に該当するものに限る。）を有することとなつた場合又は同項ただし書の規定により同項に規定する届出書の提出を要しないこととされた恒久的施設を有しない外国法人である普通法人が租税条約の規定により法人税を課さないこととされる国内源泉所得以外の国内源泉所得（同条第二号に定める国内源泉所得に該当するものに限る。）を有することとなつた場合には、これらの国内源泉所得を有することとなつた日以後二月以内に、同項各号に掲げる事項を記載した届出書にこれらの国内源泉所得を有することとなつた時における貸借対照表その他の財務省令で定める書類を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3 同上

（代表者等の自署押印）

第一百五十二条 同上

3 外国法人の提出する法人税申告書については、第一項の規定によりその法人税申告書に自署し、自己の印を押すべき者は、国内において行う事業又是国内にある資産の経営又は管理の責任者とし、前項の規定によりその法人税申告書に自署し、自己の印を押すべき者は、当該事業又は

を押すべき者は、当該事業又は資産に係る経理に関する事務の上席の責任者とする。

4・5 省略

別表第二 公益法人等の表（第二条、第三条、第三十七条、第六十六条関係）

名 称	根 抱 法	省 略	省 略	名 称	根 抱 法	省 略	省 略
一般社団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）	一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）	一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）	一般社団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）	一般社団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）
省 略	貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）	医療法	医療法	同 上	同 上	同 上	同 上

4・5 同上

別表第二 公益法人等の表（第二条、第三条、第三十七条、第六十六条関係）

名 称	根 抱 法	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
同 上	同 上	医療法人（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条の二第一項（社会医療法人）に規定する社会医療法人に限る。）	医療法人（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条の二第一項（社会医療法人）に規定する社会医療法人に限る。）	同 上	同 上	同 上	同 上
同 上	同 上						